債権者集会招集

平成１７年（フ）第２３６２号
福岡市西区戸切２丁目15番２―302号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区吉塚４丁目２番１―703号
破産者　氏田　宗徳
１　期日　平成23年３月10日午後１時10分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月27日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１１６３号
熊本県熊本市南坪井町５―27―１　ロマージュ上通並木坂701号、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3870番地156
破産者　中川　朋子
異議申述期間　平成23年３月18日まで
平成23年１月31日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６２９号
福岡県春日市春日原北町５丁目23番地　ステラコンシオン26・101号
破産者　龍尾　安美
異議申述期間　平成23年３月24日まで
平成23年１月25日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１３号
福岡市西区姪浜駅南３丁目18番10号
破産者　株式会社九州美建工業
異議申述期間　平成23年３月24日まで
平成23年１月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０６号
福岡市南区桧原５丁目17番31号
破産者　有限会社壺食品
異議申述期間　平成23年３月25日まで
平成23年１月26日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第４９８号
愛知県一宮市神山１丁目15番７号　リアル神山Ｂ―２
破産者　山田　早苗
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７８７号
福岡市西区城の原団地23番203号
破産者　藤野　美幸
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３００２号
大阪府高槻市上田辺町４番１号
清算株式会社　株式会社ノースヒルズマネジメント
代表清算人　前田　葉子
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２１０８号
東京都世田谷区等々力１丁目３番13号
清算株式会社　株式会社プライムパートナーズ
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第５号
愛知県一宮市春明字円光寺65番地の25
清算株式会社　株式会社Ｉ’ｓ
１　決定年月日　平成23年１月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（ヒ）第１０２号
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　栃木九建株式会社
代表清算人　桃木野　聡
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２２年（ヒ）第１０３号
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　九建開発株式会社
代表清算人　桃木野　聡
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３０１１号
大阪市住吉区長居東４丁目11番４号
清算株式会社　株式会社エービー産業
１　決定年月日　平成23年１月27日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権の定義
本協定における特別清算債権とは、清算株式会社に対して発生した債権のうち、平成22年５月10日（以下「特別清算開始決定日」という。）の前日までの原因に基づいて発生した債権をいう。
本協定における特別清算債権者とは、特別清算債権を有する債権者をいう。
２　特別清算手続の期間
清算株式会社は、その全ての資産について換価処分を終了させた後、速やかに清算結了の手続を行い、全ての清算業務を完了させる。
第２　担保権付債権に対する弁済
１　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、平成22年５月10日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同様。）を設定している、大阪府中小企業信用保証協会が有する特別清算債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。但し、特別清算開始決定日以降に、大阪府中小企業信用保証協会が担保権の実行によって回収した部分を除く。
２　評価額
担保権の対象となっている資産（以下「対象不動産」という。）の評価額は、対象不動産の競売手続き（和歌山地方裁判所平成２１年（ケ）第３１９号）における平成22年９月17日付通知による売却基準価額に相当する金1,730,000円と評価する。
３　弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続きにかかる税金・売買手数料等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、担保権付債権の弁済にあてる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
４　担保権で担保されない範囲の弁済
⑴　清算株式会社は、大阪府中小企業信用保証協会に対し、本協定の認可決定が確定する日までに対象不動産の換価処分が終了した場合には前記３における弁済後の残額、または、同日までにそれが未了の場合は前記２による評価額を超える特別清算債権の残額（前記２による評価額相当額を元本額から控除した、別紙特別清算債権一覧表「弁済基準額」欄記載の金額。）について、第３記載の一般債権の例によって弁済を行う。
⑵　清算株式会社は、本協定認可決定確定時において、前記⑴の残額のうち、前記⑴による弁済後の残額全部について免除を受ける。
⑶　対象不動産が本協定の認可決定が確定する日以降に換価処分された場合、対象不動産の換価処分の金額の多寡に関わらず、清算株式会社との間で精算は行わないものとする。この場合、対象不動産が前記２による評価額を超えて換価処分できた場合には、その換価処分により当該評価額を超えて現に弁済にあてられた部分について、遡って免除の効力を失うこととし、対象不動産が前記２による評価額未満で換価処分された場合には、当該評価額と現に弁済にあてられた部分との差額について免除を受ける。
第３　優先債権に対する弁済
本協定における優先債権とは、一般の優先権がある債権（公租公課債権等）をいう。
本協定日の時点で未払いの優先債権及び本協定日の翌日以降に発生する優先債権は、随時支払う。